

○狛江市職員提案制度規程

平成25年4月17日規程第8号

改正

平成30年12月14日規程第7号

狛江市職員提案制度規程

(目的)

第1条 この規程は、市行政事務処理の改善及び能率の向上等について市職員から建設的な意見の提出を求め、行政運営の改善に資するとともに、あわせて職員の創意工夫の意欲を高めるため、市職員の提案制度について必要な事項を定めることを目的とする。

(提案)

第2条 職員は、誰でも提案をする資格を有する。

2 提案は、2人以上の者が共同でできる。

(提案の種類)

第3条 提案は、隨時提案及び特別提案とする。

(提案事項及び提案時期)

第4条 隨時提案は、次のいずれかに属するものであれば、事項の大小軽重を問わず、いつでもすることができる。

- (1) 事務処理の改善
- (2) 執務環境の改善
- (3) 経費の節減
- (4) 事務能率の向上
- (5) その他市行政運営の改善

2 特別提案は、市長が特に必要と認めて募集した事項について、その募集期間内に限りすることができる。

(提案の制限)

第5条 次のような事項については、提案をすることができない。

- (1) 明らかに実現不可能なもの
- (2) 単なる批判、不平、苦情に類するもの

(提案の要領)

第6条 職員は、提案をしようとするときは、狛江市職員提案書（第1号様式。以下「提案書」という。）を政策室長に提出するものとする。

2 政策室長は、前項の規定による提案書の提出を受けたときは、狛江市職員提案記録表（第2号様式）に記録し、市長に提案書を提出するものとする。

(審査)

第7条 市長は、前条第2項の規定による提案書の提出を受けたときは、提案内容を審査した上、提案者に狛江市職員提案審査結果通知書（第3号様式）により審査結果を通知するものとする。

2 市長は、提案内容の審査に当たり、必要があると認めるときは、提案者又は関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(提案の検討及び実施)

第8条 市長は、前条第1項の審査を踏まえ、関係所管課長等に提案内容の実施に当たって必要な事項等の検討を命じることができるものとする。

2 前項の規定により検討を命じられた関係所管課長等は、検討結果報告書を市長に提出するものとする。

3 前項の場合において、市長は、当該報告書の内容を審査し、必要に応じて実施を命じができるものとする。

(実施提案の公開)

第9条 市長は、前条第3項の規定により実施を命じた提案に係る提案書を提案者の氏名及び所属を秘して公開できるとともに、検討結果報告書を公開できるものとする。

(庶務)

第10条 職員提案制度の庶務は、企画財政部政策室において処理する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

付 則（平成30年12月14日規程第7号）

この規程は、公布の日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

年　月　日

泊江市長 宛て

泊江市職員提案書

泊江市職員提案制度規程第6条第1項の規定により、下記のとおり提案します。

記

氏名	所属
提案事項	
現状	
改善の方策	
改善後の効果	

※その他必要に応じて参考資料を添付してください。